

四万十川沈下橋保存方針の更新に係る資料

高知県林業振興・環境部 環境共生課

平成24年3月22日（木曜日）



## 四万十川沈下橋保存方針

### 【四万十川の沈下橋】

大水の時には水面下に沈む欄干の無い特徴を持つこの橋は、集落同士をつなぐ生活道として、また憩いの場、こども達の遊び場として、四万十川流域住民にとって無くてはならない生活の一部となっています。さらに自然と調和した構造物として、四万十川の魅力を形づくっている重要なものでもあります。

高知県と四万十川総合保全機構では、沈下橋を生活・文化・景観・親水等の視点から重要な役割を担っていると考え、平成10年7月に「防災上、維持管理上支障のない沈下橋は保存を基本とし、生活道に加え生活文化遺産として後世に引き継ぐ」とした、「四万十川沈下橋保存方針」を策定しました。これにより四万十川の沈下橋は、重点的に保存・維持管理の方針がとられることとなりました。

なお、現在四万十川には60余りの沈下橋が架かっていますが、「四万十川沈下橋保存方針」の対象となる沈下橋は、市町村の道路・農道・林道台帳に記載されて管理者がはっきりとしている沈下橋で、四万十川本流に21橋、支流に26橋の合計47橋です。

### (趣 旨)

第一 高知県及び四万十川総合保全機構（以下「機構」という。）は、四万十川流域の魅力を形成している沈下橋（取り付け道を含む。以下同じ。）について、清流四万十川総合プラン21（平成8年3月：高知県）（以下「プラン」という。）の「防災上、維持管理上支障のない沈下橋は保存を基本とする」方向に沿い、生活道に加え生活文化遺産として後世に引き継ぐため、「四万十川沈下橋保存方針」（以下「保存方針」という。）を策定する。

### (対 象)

第二 保存方針の対象とする沈下橋（以下「対象沈下橋」という。）は、高知県内の四万十川流域に存在する沈下橋のうち、四万十川流域市町村の道路台帳、農道台帳、及び林道台帳に記載されているものとする。

2 対象沈下橋は、文化的、景観的、親水的、観光、道路利用の価値、及び河川流水阻害等を総合的に評価し、生活、文化、景観、親水、観光等の視点から重点的に保存すべき沈下橋（以下「第一種沈下橋」という。）とその他の沈下橋（以下「第二種沈下橋」という。）に区分し、その区分は、第五に規定する「四万十川沈下橋保存委員会」（以下「委員会」という。）において決定するものとする。

### (管 理)

第三 対象沈下橋の管理者（以下「管理者」という。）である市町村長は、保存方針に基づき適正に管理するものとする。

2 第一種沈下橋は、重点的に保存するため維持管理の徹底を図るとともに、災害で壊れた場合は、新たな架設について、委員会の意見を聞くものとする。

3 第二種沈下橋は、維持管理に努めるとともに、災害で壊れた場合は、保存方針の趣旨を踏まえ、管理者が地元の意見を聞き存廃を決定するものとする。

### (抜水橋計画)

第四 管理者及び高知県が抜水橋（沈下橋代替橋を含む。以下同じ。）を計画するときは、保存方針及びプランの配慮指針を遵守するとともに、対象沈下橋の親水的、景観的等の価値や利用及び防災等に十分配慮するものとする。

2 管理者及び高知県が、対象沈下橋から概ね1km以内に抜水橋を計画しようとするときは、事前に委員会の意見を聞くものとする。

#### (四万十川沈下橋保存委員会)

第五 高知県は、保存方針に基づく施策を推進するため、清流四万十川総合プラン 21 推進委員会（以下「推進委員会」という。）の下に、委員会を置く。

2 委員会は、次の業務を担当する。

（一）第一種沈下橋と第二種沈下橋の区分に関する事。

（二）第一種沈下橋が壊れたときの対応に関する事。

（三）対象沈下橋周辺での排水橋計画に関する事。

（四）その他、対象沈下橋に影響を及ぼす行為（軽微な者を除く。）に関する事。

3 委員会が前項の検討を行うときは、道路管理者、河川管理者、地元住民、学識経験者等の意見を十分聞くものとする。

4 高知県及び機構が、保存方針の変更を行うときは、推進委員会の意見を聞くものとする。

5 委員会の設置は、推進委員会設置要綱に基づき別に定める。

#### 附 則

1 保存方針は、平成 10 年 7 月 16 日から施行する。

2 保存方針の期限は、平成 18 年 3 月とする。

# 四万十川流域の沈下橋

冊子	市町村名	沈下橋名	重要構成要素	種別	本・支流
1	中土佐町	高樋沈下橋	重要構成要素	第1種	本流
2		久万秋沈下橋			
3		長野沈下橋			
4	四万十町	一斗俵大橋(沈下橋)			
5		清水大橋			
6		向弘瀬橋			
7		上宮橋			
8		向山橋(上岡沈下橋)			
9		里川橋			
10		新谷橋(芽吹手沈下橋)			
11		第一三島橋			
12		第二三島橋			
13		四万十市			
14	中半家橋				
15	長生沈下橋				
16	岩間大橋				
17	屋内大橋				
18	勝間橋				
19	高瀬橋				
20	三里橋				
21	今成橋				
22	中土佐町	大平橋	非該当	第2種	支流
23	寺野橋				
24	四万十町	デバコ橋			
25	檮原町	井津井谷橋			
26		石藪橋	重要構成要素	第1種	
27		中古屋橋			
28		新道橋	非該当		
29		川角橋			
30		竹の藪沈下橋	重要構成要素		
31		仲間橋			
32	仲久保沈下橋				
33	中平沈下橋				
34	木屋ヶ内橋				
35	四万十町	サワタリ橋	第2種		
36	一ノ瀬橋				
37	四万十市	金刀比羅橋	非該当	第1種	
38		タニガミ橋			
39		沖下沈下橋			
40		上長瀬橋			
41		小崎沈下橋			
42		下津賀橋			
43		小津賀橋			
44		小津賀橋			
45		白大橋		重要構成要素	第2種
46		ナ口ノ橋			
47		岩神橋	非該当	第1種	

【種別】

- 第1種沈下橋 38橋
- 第2種沈下橋 9橋

【重要構成要素】

- 重要構成要素 32橋
- 非該当 15橋(第1種 8橋、第2種 7橋)

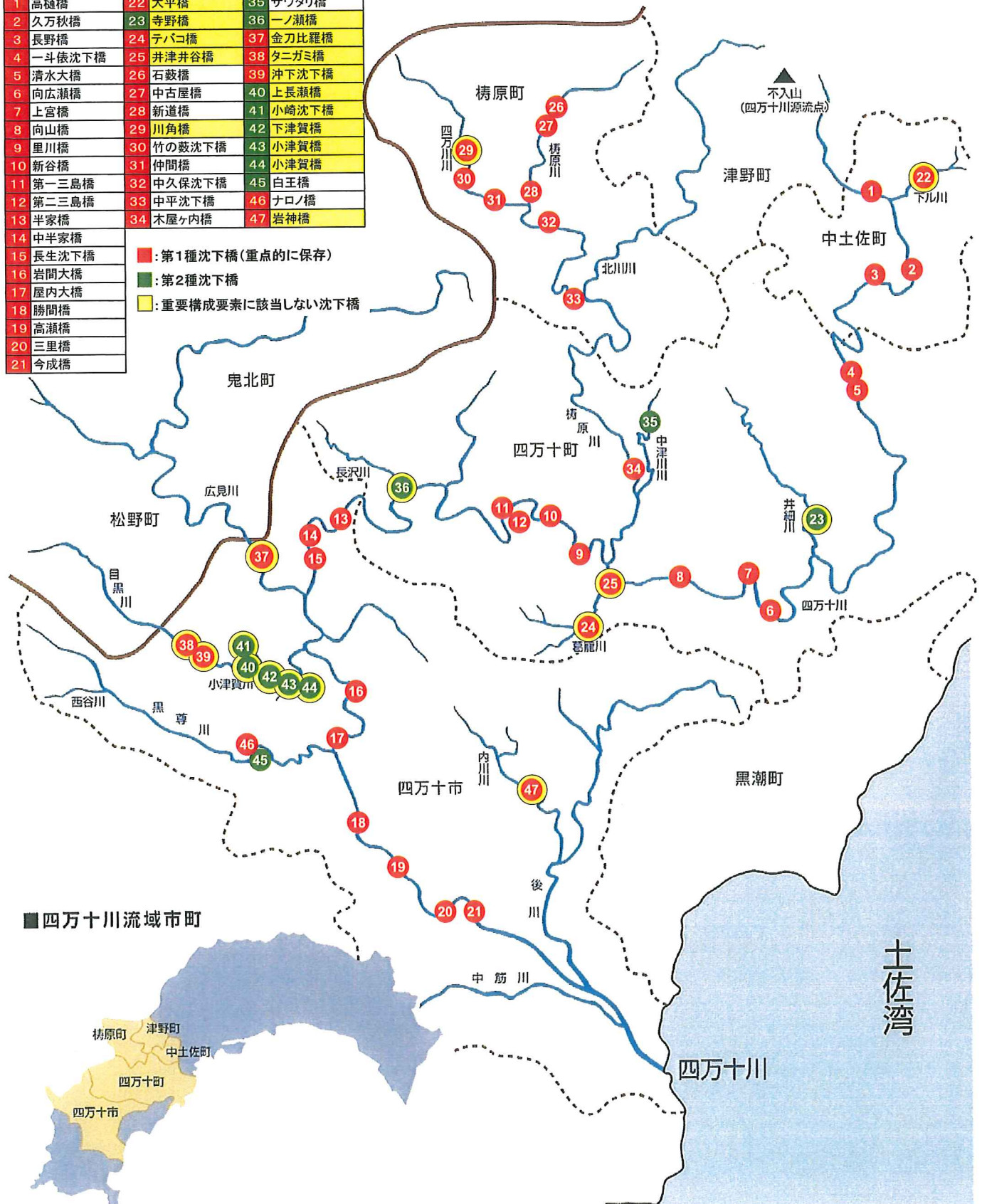


# 四万十川流域沈下橋位置図

## ■ 四万十川の沈下橋

番号	橋梁名	番号	橋梁名	番号	橋梁名
1	高樋橋	22	大平橋	35	サワタリ橋
2	久万秋橋	23	寺野橋	36	一ノ瀬橋
3	長野橋	24	テバコ橋	37	金刀比羅橋
4	一斗俵沈下橋	25	井津井谷橋	38	タニガミ橋
5	清水大橋	26	石敷橋	39	沖下沈下橋
6	向広瀬橋	27	中古屋橋	40	上長瀬橋
7	上宮橋	28	新道橋	41	小崎沈下橋
8	向山橋	29	川角橋	42	下津賀橋
9	里川橋	30	竹の藪沈下橋	43	小津賀橋
10	新谷橋	31	仲間橋	44	小津賀橋
11	第一三島橋	32	中久保沈下橋	45	白王橋
12	第二三島橋	33	中平沈下橋	46	ナロノ橋
13	半家橋	34	木屋ヶ内橋	47	岩神橋
14	中半家橋				
15	長生沈下橋				
16	岩間大橋				
17	屋内大橋				
18	勝間橋				
19	高瀬橋				
20	三里橋				
21	今成橋				

■ : 第1種沈下橋(重点的に保存)  
■ : 第2種沈下橋  
■ : 重要構成要素に該当しない沈下橋



## ■ 四万十川流域市町







新旧対照表 (案)

新	旧
<p style="text-align: center;">四万十川沈下橋保存方針</p> <p>(趣 旨)</p> <p>第一 高知県及び四万十川総合保全機構（以下「機構」という。）は、四万十川流域の魅力を形成している沈下橋（取り付け道を含む。以下同じ。）について、清流四万十川総合プラン 21（平成 8 年 3 月：高知県）（以下「プラン」という。）の「防災上、維持管理上支障のない沈下橋は保存を基本とする」方向に沿い、生活道に加え生活文化遺産として後世に引き継ぐため、「四万十川沈下橋保存方針」（以下「保存方針」という。）を策定する。</p> <p>(対 象)</p> <p>第二 保存方針の対象とする沈下橋（以下「対象沈下橋」という。）は、高知県内の四万十川流域に存在する沈下橋のうち、<b>四万十川流域市町（以下「市町」という。）</b>の道路台帳、農道台帳、及び林道台帳に記載されているものとする。</p> <p>2 対象沈下橋は、文化的、景観的、親水的、観光、道路利用の価値、及び河川流水障害等を総合的に評価し、生活、文化、景観、親水、観光等の視点から重点的に保存すべき沈下橋（以下「第一種沈下橋」という。）とその他の沈下橋（以下「第二種沈</p>	<p style="text-align: center;">四万十川沈下橋保存方針</p> <p>(趣 旨)</p> <p>第一 高知県及び四万十川総合保全機構（以下「機構」という。）は、四万十川流域の魅力を形成している沈下橋（取り付け道を含む。以下同じ。）について、清流四万十川総合プラン 21（平成 8 年 3 月：高知県）（以下「プラン」という。）の「防災上、維持管理上支障のない沈下橋は保存を基本とする」方向に沿い、生活道に加え生活文化遺産として後世に引き継ぐため、「四万十川沈下橋保存方針」（以下「保存方針」という。）を策定する。</p> <p>(対 象)</p> <p>第二 保存方針の対象とする沈下橋（以下「対象沈下橋」という。）は、高知県内の四万十川流域に存在する沈下橋のうち、四万十川流域市町村の道路台帳、農道台帳、及び林道台帳に記載されているものとする。</p> <p>2 対象沈下橋は、文化的、景観的、親水的、観光、道路利用の価値、及び河川流水障害等を総合的に評価し、生活、文化、景観、親水、観光等の視点から重点的に保存すべき沈下橋（以下「第一種沈下橋」という。）とその他の沈下橋（以下「第二種沈</p>

<p>下橋」という。)に区分する。</p> <p>(管理)</p> <p>第三 対象沈下橋の管理者(以下「管理者」という。)、である<b>市町村</b>の長は、保存方針に基づき適正に管理するものとする。</p> <p>2 管理者は、<b>第一種沈下橋</b>について、重点的に保存するため維持管理の徹底を図るとともに、災害等で壊れた場合は、<b>原形復旧を原則とする</b>。ただし、これに依り<b>難しい場合には、生活、文化、景観、親水、観光等の視点から、適切な修繕方法を決定するものとする</b>。</p> <p>3 管理者は、<b>第二種沈下橋</b>について、維持管理に努めるとともに、災害で壊れた場合は、保存方針の趣旨を踏まえ、地元の見聞を聞き存廃を決定するものとする。</p> <p>(抜水橋計画)</p> <p>第四 管理者及び高知県が抜水橋(沈下橋代替橋を含む。以下同じ。)を計画するときは、保存方針、プランの配慮指針及び<b>高知県四万十川流域環境配慮指針</b>を遵守するとともに、対象沈下橋の親水的、景観的等の価値や利用及び防災等に十分配慮するものとする。</p> <p>2 管理者及び高知県が、対象沈下橋から概ね1 km以内に抜水橋を計画しようとするときは、事前に<b>四万十川流域保全振興委員会(以下「委員会」という。)</b>の見聞を聞くものとする。</p>	<p>下橋」という。)に区分し、その区分は、第五に規定する「四万十川沈下橋保存委員会」(以下「委員会」という。))において決定するものとする。</p> <p>(管理)</p> <p>第三 対象沈下橋の管理者(以下「管理者」という。))である<b>市町村</b>長は、保存方針に基づき適正に管理するものとする。</p> <p>2 <b>第一種沈下橋</b>は、重点的に保存するため維持管理の徹底を図るとともに、災害で壊れた場合は、<b>新たな架設について、委員会の意見を聞くものとする</b>。</p> <p>3 <b>第二種沈下橋</b>は、維持管理に努めるとともに、災害で壊れた場合は、保存方針の趣旨を踏まえ、管理者が地元の見聞を聞き存廃を決定するものとする。</p>
<p>(抜水橋計画)</p> <p>第四 管理者及び高知県が抜水橋(沈下橋代替橋を含む。以下同じ。)を計画するときは、保存方針及び<b>びプランの配慮指針を遵守</b>するとともに、対象沈下橋の親水的、景観的等の価値や利用及び防災等に十分配慮するものとする。</p> <p>2 管理者及び高知県が、対象沈下橋から概ね1 km以内に抜水橋を計画しようとするときは、事前に<b>委員会</b>の意見を聞くものとする。</p>	<p>(抜水橋計画)</p> <p>第四 管理者及び高知県が抜水橋(沈下橋代替橋を含む。以下同じ。)を計画するときは、保存方針及び<b>びプランの配慮指針を遵守</b>するとともに、対象沈下橋の親水的、景観的等の価値や利用及び防災等に十分配慮するものとする。</p> <p>2 管理者及び高知県が、対象沈下橋から概ね1 km以内に抜水橋を計画しようとするときは、事前に<b>委員会</b>の意見を聞くものとする。</p>

(保存方針の重要事項の審議)

第五 高知県及び機構は、保存方針に基づく重要事項が生じた場合には、委員会に諮るものとする。

2 委員会に諮る重要事項は以下のとおりとする。

(一) 保存方針の変更に関すること。

(二) 第一種沈下橋と第二種沈下橋の区分に関すること。

(三) 対象沈下橋周辺での抜水橋計画に関すること。

(四) その他、対象沈下橋に影響を及ぼす行為(軽微なものを除く。)に関すること。

3 委員会が前項の検討を行うときは、道路管理者、河川管理者、地元住民、学識経験者等の意見を十分聞くものとする。

附 則

1 保存方針は、平成 10 年 7 月 16 日から施行する。

2 保存方針の期限は、平成 18 年 3 月とする。

附 則

1 保存方針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(四万十川沈下橋保存委員会)

第五 高知県は、保存方針に基づく施策を推進するため、清流四万十川総合プラン 21 推進委員会(以下「推進委員会」という。)

の下に、委員会を置く。

2 委員会は、次の業務を担当する。

(一) 第一種沈下橋と第二種沈下橋の区分に関すること。

(二) 第一種沈下橋が壊れたときの対応に関すること。

(三) 対象沈下橋周辺での抜水橋計画に関すること。

(四) その他、対象沈下橋に影響を及ぼす行為(軽微な者を除く。)に関すること。

3 委員会が前項の検討を行うときは、道路管理者、河川管理者、地元住民、学識経験者等の意見を十分聞くものとする。

4 高知県及び機構が、保存方針の変更を行うときは、推進委員会の意見を聞くものとする。

5 委員会の設置は、推進委員会設置要綱に基づき別に定める。

附 則

1 保存方針は、平成 10 年 7 月 16 日から施行する。

2 保存方針の期限は、平成 18 年 3 月とする。

